

蕨市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 建設工事の請負の契約
- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託の契約
- (3) 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託の契約
(競争入札の参加資格)

第2条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、指名競争入札参加資格者名簿に登録された者(以下「名簿登録者」という。)とする。

2 建設工事の請負において、名簿登録者が、当該名簿に登録された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可(以下「許可」という。)を受けていないとき。
- (2) 経営事項審査を受けていないとき。

3 測量業務について名簿登録者が、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録(以下「測量業者登録」という。)を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

4 建築関連コンサルタント業務について名簿登録者が、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録(以下「建築士事務所登録」という。)を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(建設工事の請負に係る資格審査の実施)

第3条 建設工事の請負に係る新規申請の資格審査は、毎年度1回実施するものとする。

2 建設工事の請負に係る更新申請の資格審査は、隔年度に1回実施するものとする。

3 前2項に規定する資格審査の受付方法及び受付期間は、インターネットを利用した方法により公表するものとする。

4 次に掲げる場合は、その資格の有効期限内において資格審査を受けることはできない。

- (1) 一度資格審査を受けた業種を、他の業種に変更しようとするとき。
- (2) 一度資格審査を受けた業種について、再度資格審査を受けようとする場合
- (3) その他市長が別に定める場合

5 次の各号のいずれかに該当する業種については、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

- (1) 許可を受けていない業種
- (2) 資格審査基準日において、有効な経営事項審査に基づく総合評定値の通知を受けていない業種

6 建設工事の請負に係る資格審査を受けることができる業種の数、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について資格審査を受けることはできない。

(建設工事の請負以外に係る資格審査の実施)

第4条 設計、調査及び測量(以下「設計・調査・測量」という。)に係る資格審査は、建築関連コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント、測量及びその他の業務ごとに行うものとする。

2 測量業者登録を受けていない者は、測量業務の資格審査を受けることができない。

3 建築士事務所登録を受けていない者は、建築関連コンサルタント業務の資格審査を受けることができない。

4 前条第1項から第4項まで及び第5項第1号の規定は、建設工事の請負以外に係る資格審査に準用する。

(資格審査申請)

第5条 新規申請をしようとする者は、申請の区分に応じ別表第1に掲げる資格審査申請書を、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

2 新規申請をしようとする者が埼玉県電子入札共同システムに登録されている場合においては、次項の規定による方法で申請しなければならない。

3 更新申請をしようとする者は、申請の区分に応じ埼玉県電子入札共同システムを利用して、市長に申請しなければならない。

4 前3項の規定による申請に当たっては、申請の区分に応じ別表第2に掲げる書類を添付(前2項の規定による申請に当たっては、速やかに提出)しなければならない。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、資格審査申請書の様式及び添付書類を別に定めることができる。

6 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。

(代理人)

第6条 建設工事の請負に係る資格審査を受けようとする者(更新申請をしようとする者を含む。)の代理人の要件は、次のとおりとする。

(1) 資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とする。

(2) 資格審査を受けようとする業種について許可を受けている営業所に置くこと。

2 設計・調査・測量の請負に係る資格審査を受けようとする者(更新申請をしようとする者を含む。)の代理人の要件は、次のとおりとする。

(1) 資格審査を受けようとする業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とし、5人以内とする。

(2) 測量業務については、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

(3) 建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

3 土木施設維持管理に係る代理人は、1人とする。

(変更等の届出)

第7条 名簿登録者は、次に掲げる事項に変更があったときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に届け出るとともに、競争入札参加資格変更届（様式第14号）に関係書類を沿えて提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所（建設工事の請負にあっては、主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (3) 法人の代表者
- (4) 事業主の氏名又は法人の代表者の役職名及び氏名
- (5) 代理人
- (6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (7) 代理人の役職名及び氏名
- (8) 許可番号又は許可区分
- (9) 許可若しくは登録（測量業者登録及び建築士事務所登録に限る。）の有無

2 名簿登録者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに届出書（様式第15号）に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

（参加資格の再審査）

第8条 第3条第4項の規定にかかわらず、相続、合併、分割又は営業譲渡により、名簿登録者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書（様式第16号）に関係書類を添えて、再審査の申請をしなければならない。

2 第3条第4項の規定にかかわらず、名簿登録者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格再審査申請書（様式第16号）に関係書類を添えて、再審査の申請を行うことができる。

（資格者名簿からの抹消）

第9条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
- (2) 金融機関に取引を停止されたとき。

- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第2項の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。
- 2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。
- (1) 第7条第1項又は第2項(第3号、第4号及び第6号に係るものに限る。)の規定による届出を怠ったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- 3 市長は、資格者名簿に登載された者が登録されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は抹消を申し出たときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。
- (資料提出等の請求)
- 第10条 市長は、必要と認めたときは、この要綱に定めるもののほか、名簿登録者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

附 則(平成17年3月31日要綱第11号)
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月15日要綱第5号)
この要綱は、交付の日から施行する。

申請の区分	申請書
建設工事	競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）（様式第1号） 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）（様式第2号） 建設工事請負共通情報（様式第3号） 建設工事請負個別情報（様式第4号） 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第5号） （経常建設共同企業体として入札参加資格審査申請をする場合に限る。）
設計・調査・測量	競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）（様式第1号） 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）（様式第2号） 設計・調査・測量共通情報（様式第6号） 設計・調査・測量個別情報（様式第7号）
土木施設維持管理	競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）（様式第1号） 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）（様式第2号） 土木施設維持管理共通情報（様式第8号） 土木施設維持管理個別情報（様式第9号）

別表第2（第5条関係）

申請の区分		建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
添付書類				
身分（元）証明書、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録のないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（個人に限る。）				
商業登記簿謄本（新規申請をする法人に限る。）				
許可通知書の写し又は許可証明書（新規申請する場合に限る。）				
委任状（代理人を置く場合に限る。）（様式第10号）				
組合員名簿（中小企業等協同組合等に限る。）				
官公需適格組合が申請する場合の書類	官公需適格組合証明書の写し			
	5以内の組合員の総合評定値通知書の写し			
	官公需適格組合資格審査数値計算表（様式第11号）			
工事経歴書（様式第12号）				
業務経歴書（様式第13号）				
総合評定値通知書の写し				